又は送付するときは、各別の記録として送致し、又は送付すること。ただし、少年事件に関する書類が非少年事件についても必要であるときは、その謄本又は抄本を添付すること。

二　数個の少年事件が関連する場合において、これらを共に検察官に送致し、又は送付するときは、各別の記録とすることを要しないこと。

三　少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、その一方を検察官に送致し、又は送付し、他方を家庭裁判所に送致する場合において、一方の事件に関する書類が他方の事件についても必要であるときは、検察官に送致し、又は送付する事件の記録に、他の事件に関する書類の謄本又は抄本を添付すること。

（共通証拠物の取扱い）

第二百十二条　少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致し、又は送付する場合において、共通の証拠物があるときは、次の各号に定めるところによるものとする。

一　少年事件と非少年事件とが関連する場合には、非少年事件に証拠物を添付すること。この場合においては、少年事件の記録にその旨を記載すること。ただし、少年事件のみが重要と認められるときは、少年事件に証拠物を添付すること。

二　数個の少年事件のみが関連する場合には、検察官へ送致し、又は送付する事件に証拠物を添付すること。この場合においては、家庭裁判所に送致する事件の記録にその旨を記載すること。

（触法少年及びぐ犯少年）

第二百十五条　捜査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、少年警察活動規則（平成十四年国家公安委員会規則第二十号）第三章の定めるところによる。

一　被疑者が少年法第三条第一項第二号に規定する少年であることが明らかとなつたとき。

致又は送付すること。ただし、少年事件に関する書類が成人事件についても必要であるときは、この謄本又は抄本を添付すること。

二　数個の少年事件が関連する場合において、これらをともに検察官に送致又は送付するときは、各別の記録とすることを要しないこと。

三　少年事件が成人事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、その一方を検察官に送致又は送付し、他方を家庭裁判所に送致する場合において、一方の事件に関する書類が他方の事件についても必要であるときは、検察官に送致又は送付する事件の記録に、他の事件に関する書類の謄本又は抄本を添付すること。

（共通証拠物の取扱い）

第二百十二条　少年事件が成人事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致若しくは送付する場合において、共通の証拠物があるときは、次の各号の規定によるものとする。

一　少年事件と成人事件とが関連する場合には、成人事件に証拠物を添付すること。この場合においては、少年事件の記録にこの旨を記載すること。ただし、少年事件のみが重要と認められるときは、少年事件に証拠物を添付すること。

二　数個の少年事件のみが関連する場合には、検察官へ送致又は送付する事件に証拠物を添付すること。この場合においては、家庭裁判所に送致する事件の記録にこの旨を記載すること。

（触法少年及びぐ犯少年）

第二百十五条　捜査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合においては、少年警察活動規則（平成十四年国家公安委員会規則第二十号）第三章の定めるところによる。

一　被疑者が少年法第三条第一項第二号に規定する少年であることが明らかとなつた場合

二　被疑者が罪を犯した事実がないことが明らかとなつた場合であつて、その者が少年法第三条第一項第三号に規定する少年（特定少年を除く。）であるとき。

（少年に対する同行状の執行）

第二百六十七条　第二百五十七条（検察官の指揮による執行）、第二百五十九条（有効期間内に執行不能の場合）及び第二百六十条（勾引状等執行不適の場合）の規定は、少年法第十三条又は同法第二十六条（同法第六十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、家庭裁判所から、同行状の執行の指揮を受けた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「検察官」とあるのは、「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

（引致状の執行）

第二百六十八条　第二百五十七条（検察官の指揮による執行）、第二百五十九条（有効期間内に執行不能の場合）及び第二百六十条（勾引状等執行不適の場合）の規定は、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第六十三条第六項（同法第七十三条の三第四項及び売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により保護観察に付されている者に対する引致状の執行に当たる場合について準用する。この場合において、第二百五十七条及び第二百五十九条中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「指揮」とあるのは「嘱託」と、第二百六十条中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「の指揮」とあるのは「の嘱託」と、「指揮をした」とあるのは「嘱託をした」と、「報告して、指揮を受けなければ」とあるのは「通知しなければ」と読み替えるものとする。

二　被疑者が罪を犯した事実がないことが明らかとなつたときであつて、この者が少年法第三条第一項第三号に規定する少年である場合

（少年に対する同行状の執行）

第二百六十七条　第二百五十七条（検察官の指揮による執行）、第二百五十九条（有効期間内に執行不能の場合）及び第二百六十条（勾引状等執行不適の場合）の規定は、少年法第十三条又は同法第二十六条の規定により、家庭裁判所から、同行状の執行の指揮を受けた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「検察官」とあるのは、「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

（引致状の執行）

第二百六十八条　第二百五十七条（検察官の指揮による執行）、第二百五十九条（有効期間内に執行不能の場合）及び第二百六十条（勾引状等執行不適の場合）の規定は、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第六十三条（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により保護観察に付されている者に対する引致状の執行に当たる場合について準用する。この場合において、第二百五十七条及び第二百五十九条中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「指揮」とあるのは「嘱託」と、第二百六十条中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「の指揮」とあるのは「の嘱託」と、「指揮をした」とあるのは「嘱託をした」と、「報告して、指揮を受けなければ」とあるのは「通知しなければ」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。